*

*

*

令和8年度

保育所 認定こども園 幼稚園

入所・入園のしおり

*

*



大牟田市 保健福祉部 子ども未来室 子ども育成課 836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地(保健センター1階) 電話 0944-41-2248(直通)

> このしおりの内容については、令和7年10月1日時点の内容になります。 今後国の通知等により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

【目次】

1. 利用する前に知っておきたいこと ・・・P.2

2. 大牟田市内の施設 ···P.3~4

3. 認定区分について ···P.5~7

4. 保育を必要とする事由 ···P.8

5. 保育の必要量(標準時間・短時間) ··· P.9

6. 保育料について ·・・P.10~12

7. よくある質問 ·・・・P.13~14

8. 利用の手続きについて ···P.15

9. あなたの必要書類 ··· P.16

10. 退所について ···P.17

1 1. こんなときは届出や相談を!! ・・・・P.17

新年度入所 ★4月1日から5月1日までの入所を希望される方へ★

新年度入所は10月から申込書を配布し、11月から受付を開始します。

詳細は10月1日号の広報おおむたや大牟田市のホームページ等でお知らせしますので、 確認してください。

また、新年度入所の審査には時間を要します。申込の結果は2月中旬に送付する予定の 審査結果通知で確認してください。なお、結果について審査の期間中にお尋ねいただいた としても、正確な回答ができないことからお答えしていません。

※希望に沿った入所が困難な方については、市より個別に連絡を行います。

■■ 1. 利用する前に知っておきたいこと ■■

		認定	区分			
	施設	教育・保育給付	施設等利用給付	保育料	申請先	
保育所		2号 (満3歳以上)		市民税を基に 算出 ※満3歳に到達	大牟田市役所 子ども育成課	
認定こども園	保育部分	3号 (満3歳未満)	3号 / した年			
し ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	教育部分	1 号 (満3歳以上)	保育の必要性がある 世帯のみ 新2号 3歳児クラス以上の児童 新3号	無償	入所を希望する園	
	幼稚園		3歳児クラス未満の児童で 非課税世帯			
	新制度未移行 幼稚園		新1号			
施設について <u>3~4ページ</u>						

■■ 2. 大牟田市内の施設 ■■

大牟田市内には、保育所 19 園、認定こども園 12 園、幼稚園 3 園があります。

◆保育所◆

保育所は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。 <利 用 時 間>朝~夕方での預かりで、園によっては延長保育を実施しています。 <利用できる年齢>生後おおむね3ヶ月~就学前

	伢	戻育所	名		住 所	電話
歴	木	保	育	所	大字歴木 824 – 1	52-7511
天	領	保	育	所	天領町 1 丁目 113-6	52-4142
白	鷺	保	育	遠	大字岬 2923-1	51-5777
青	竜	保	育	遠	大字倉永 117-2	58-0231
緑		保	育	所	右京町 45	53-5659
光	円	寺 保	育	遠	浜田町 12-3	54-6362
上	官	保	育	遠	上官町1丁目7-6	51-5778
笹	原	保	育	所	新勝立町 5 丁目 4	52-8936
久	福木	の森	保 育	遠	大字久福木 46-5	52-5169
中	町	保	育	所	中町2丁目9-5	52-4585
<	る	み保	育	遠	沖田町 234	52-8104
白	銀	保	育	所	大字白銀 967-29	58-0818
Ξ	池	保	育	遠	大字新町 185	52-5510
不	知	火 保	育	遠	南船津町 1 丁目 2-2	53-6174
草	木	保	育	遠	大字草木 363	52-2015
竹	の	子 保	育	遠	三川町2丁目3	56-0006
高	取	保	育	遠	大字歴木 4-168	56-5240
小	浜	保	育	所	小浜町 42-28	53-5419
日	の	出 保	育	所	下白川町 2 丁目 18-2	54-1081

※各施設の開所時間は園ごとに異なります。園の見学時や市のホームページにてご確認ください。

◆認定こども園◆

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

<利用時間>1号認定 ·・・・昼過ぎごろまでの利用で、午後の預かり保育もあります。

2・3 号認定・・・朝~夕方までの保育を利用できます。

<利用できる年齢>1号認定・・・・満3歳~就学前

2・3 号認定・・・0 歳~就学前(受入れ可能な年齢は各園へお尋ねください)

		認定	こと	も園	名			住 所	電話
若	茑	į	幺		稚		遠	上官町3丁目101	52-4919
U	6	か	わ	幼	1 1	隹	遠	中白川2丁目1-21	56-5601
大	牟田	また	ち	ばな	; 幼	稚	遠	大字橋 5 6 9 - 3	58-0435
は	ゃ	8)	幼	租	Ė	遠	黄金町1-406	53-4330
光	の	7	7	幼	稚	É	遠	古町 1-3	54-3285
た	か	6)	幼	稚		遠	宝坂町1丁目63	52-8661
め	ζ"	Ъ	L	幼	稚		遠	正山町 9	52-3198
大	牟	田	天	使	幼	稚	遠	有明町2丁目2-12	55-1048
高	取	聖	ا 7	ノア	幼	稚	遠	大字歴木 7 3 5 - 1	53-5350
小	鳩		Z	ど	ŧ)	遠	駛馬町 52	52-7457
は	₹	đ.	3	保	育		遠	萩尾町1丁目 316-1	53-4955
ъ	ず	ほ	Z	ど	ŧ	え	٨	通町 2 丁目 2-10	52-4762

◆幼稚園◆

幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。

<利 用 時 間>昼過ぎごろまでの利用で、園によっては午後の預かり保育をしています。

<利用できる年齢>満3歳~就学前

幼稚園名					住 所	電話		
銀	水		幼 稚 園		遠	大字田隈507	52-7334	
明	治	ì	幼	力 稚 園		遠	中町2丁目3-3	52-5325
吉	野	天	使	幼	稚	遠	大字吉野1960	58-0032

■■ 3.認定区分について ■■

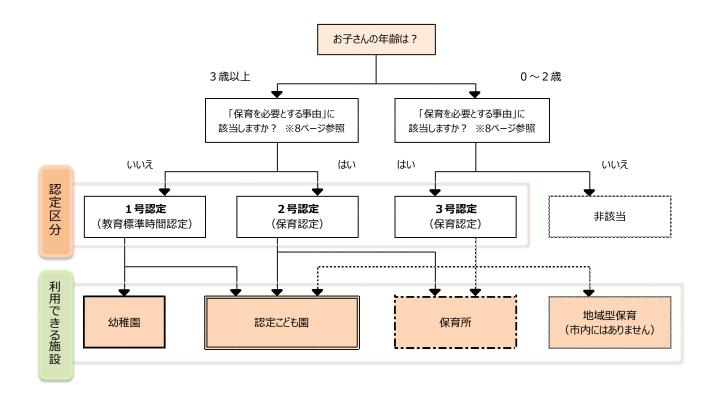
保育所・認定こども園・幼稚園等を利用するには2種類の認定があり、必要に応じて認定を受ける必要があります。

1. 教育·保育給付認定

保育所・認定こども園・幼稚園等を利用するために、必要な認定です。

認定の区分	内容	利用できる施設			
1号認定	幼児期の学校教育を希望する満3歳以上児	幼稚園、認定こども園			
2号認定	勤務等により保育の必要がある満3歳以上児	保育所、認定こども園			
3号認定	勤務等により保育の必要がある満3歳未満児	保育所、認定こども園等			

- ※1号及び2号認定は、3歳の誕生日の前日から認定を受けることができます。
- ※企業主導型保育事業をご利用の方については、各施設にお問合せください。





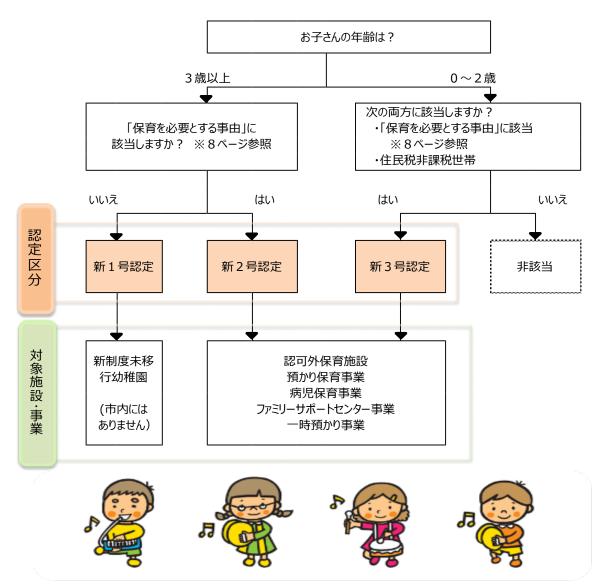
2. 施設等利用給付認定

対象となる事業の利用料を無償とするために必要な認定です。

5 ページの1号認定を受けて幼稚園や認定こども園に入園する方のうち、預かり保育事業の利用料の無償化を希望される場合は、1号認定に加え、新2号認定又は新3号認定を受ける必要があります。 (7ページ参照)

認定の区分	内容	保育の必要性
新1号認定	新制度未移行幼稚園に入園を希望する満3歳以上児	不要
新2号認定	対象となる事業の利用料無償化を希望する3歳以上児	必要
新3号認定	対象となる事業の利用料無償化を希望する3歳未満児かつ非課税世帯	必要

- ※新1号認定は、3歳の誕生日の前日から認定を受けることができます。
- ※新制度未移行幼稚園は大牟田市内にはありません。(7ページ参照)
- ※新2・3号認定の年齢は4月1日時点の年齢です。
- ※預かり保育事業以外の対象施設・対象事業を利用する場合は、子ども育成課へお尋ねください。



■預かり保育事業について

幼稚園・認定こども園では、教育・保育給付認定1号認定を受けた子どもの教育標準時間外に預かり保育を行っています。保育時間及び利用料は園ごとで異なります。希望する幼稚園・認定こども園へお尋ねください。

◆利用イメージ◆

7:30~ 預かり保育 10:00 ← 教育標準時間 → 14:00 預かり保育 ~18:0
--

利用料を無償とするためには、施設等利用給付認定(6ページ参照)の新2号認定または新3号認定を受ける必要があります。

ただし、無償となる利用料には上限があり、利用日数に応じて変動します。

◆利用料の上限◆

認定区分	日額上限	月額上限
新2号認定	450 円	11,300 円
新3号認定	450 円	16,300 円

◆算定イメージ◆

利用料 A	利用日数	上限額 B	無償化対象額 C AとBの低い方	保護者負担額 A-C
4,000円	10日	4,500円 (450円×10日)	4,000円	0円
9,500円	20 日	9,000 円 (450 円×20 日)	9,000円	500円

[※]預かり保育時間内のおやつ代等は別途保護者負担となります。



施設へ直接支払う

■新制度未移行幼稚園について (大牟田市内にはありません)

新制度未移行幼稚園に通う満3歳以上児は施設等利用給付認定の新1号認定を受けることで入園料・保育料が無償(月額上限25,700円)となります。月途中入退所の場合は日割り計算を行います。

■■ 4.保育を必要とする事由 ■■

教育・保育給付認定(2号認定または3号認定)または施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受けるためには、保護者が次の事由に該当する必要があります。

理 由	内 容	入所基準および期間	必要な証明書等
① 就労	就労(自営業、内職、夜間の就労合む)	1ヶ月60時間以上の就労	就労証明書
②妊娠・出産	母が出産の前後である	出産予定月の2ヶ月前の初日から、出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	母子健康手帳の写し (母の名前が分かるページと出 産予定日が分かるページ)
③疾病・障害	病気や心身に障害がある	実態により保育が必要であると認められる場合	・医証又は障害者手帳の写し・保育の必要量申立書
④ 介護·看護	同居家族またはその他の親族の 病気や障害により、常時、介護・ 看護が必要である (長期入院等含む)	実態により保育が必要であると認められる場合	・看護申立書・医証又は障害者手帳の写し
⑤ 災害等	火災や風水害、地震等の復旧に あたっている	子ども育成課にご相談ください	・被災申立書 ・り災証明書
⑥ 求職活動	求職活動を行っている (起業準備含む) ※同時期に複数名の求職はでき ません。	1ヶ月60時間以上の求職活動 ※求職活動を理由とした入所は1年に 1回とし、90日を経過する日が属する 月の末日まで。 ※入所日は月初日のみ	求職·起業申立書
⑦ 就学	大学、専門学校、職業訓練校等 に就学している (自動車学校は除く)	実態により保育が必要であると認められる場合	・在学証明書 ・保育の必要量申立書
⑧ 育児休業	兄、姉が入所中で新生児の育児 休業を取得している者のうち、継 続入所が必要な場合 ※育児休業期間中の新規入 所、転園はできません。	新生児の1歳の誕生日の前日まで	・就労証明書 (育児休業期間と復職予定 日が記載されたもの)
⑨ 虐待·DV	虐待やDV(おそれも含む)に より保育所入所が必要であると認 められる場合	子ども育成課にご相談ください	
⑩ その他	特別な事情で保育所入所が必要である	子ども育成課にご相談ください	

くならし保育について>

通常、入所日は上記の事由の発生日以降となりますが、2週間前から「ならし保育」を利用することもできます。

※求職活動の場合や年度をまたぐ場合は、ならし保育を利用することはできません。

■■ 5.保育の必要量(標準時間・短時間) ■■

保育の必要量区分	保育時間	内 容	
保育標準時間	1日あたり最長11時間	1ヶ月120時間以上の就労等	
保育短時間	1日あたり最長8時間	1ヶ月60時間以上の就労等	

- ※保育の必要量は、保護者の就労状況等の一番短い時間で認定することになります。
- ※「4.保育を必要とする事由」(8ページ参照)の保育の必要性の⑥求職活動、または⑧育児休業に該当する場合は、

保育短時間となります。

その他の事由は、実態により、保育標準時間または保育短時間を決めることになります。

※必要量区分は<u>月途中での変更はできないため、変更を希望する月の前月まで</u>に変更に係る必要書類を提出して ください。

▶ 保育の必要量に関する Q&A

質 問	回答
保育標準時間認定の場合、必ず 11 時間の利用ができますか?	利用できる時間は、保護者の休憩時間や通勤時間を考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。
勤務を開始した(勤務時間が変わった)ので、保 育短時間から保育標準時間に変更したいのです が、変更するにはどうすればいいですか?	入所後、必要量の区分を変更する場合は、変更を希望する 月の前月までに、変更に係る必要書類(教育・保育給付認 定変更申請書及び就労証明書等)を子ども育成課へ提出し てください。※会社都合により就労証明書が提出できない場合 は、ご相談ください。
月の途中に育児休業から復職することになりますが、 保育短時間から保育標準時間に変えることができる のは、いつからになりますか?	必要量の区分は、月ごとに変更します。復職する月の初日から、保育標準時間に変更することができますので、 <u>復職する月の前月まで</u> に、変更に係る必要書類(教育・保育給付認定変更申請書及び復職日の入った就労証明書等)を子ども育成課へ提出してください。
変更に関する手続きをしていませんでした。保育短時間だと園の送迎に間に合わないのですが、どうすればいいですか?	園によっては、保育短時間の延長保育を行っているところがあります。利用可能か、園にご相談ください。なお、利用には延長料金が発生します。(料金は園ごとに異なります。)
保育標準時間と保育短時間では、保育料が変わりますか?	保育短時間は、保育標準時間より減額されます。 (月額 500円または 1,000円の減額)

6. 保育料について ■■

1. 教育・保育給付認定を受けた子どもの保育料

令和元年 10 月より、下の表に該当する子どもにかかる保育料が無償となりました。

認定の区分	無償化の対象
1号認定	すべての子ども
2·3号認定	R8.4.1時点で3歳以上児及び市町村民税

2. 無償化対象外の子どもの保育料について(0歳児~2歳児)

保育料は、以下の(①)~(③)により決定します。決定及び変更がある場合はその都度通知します。

(①)市民税の額

- ・保護者(父と母、または父母に収入がない場合はその他の生計維持者)の市民税額を基に算定します。
- ・4~8月分の保育料は前年度分の市民税額、9~3月分の保育料は当年度分の市民税額を基に算定します。

(②) 児童の年齢

・該当年度の4月1日の年齢を基準として算定します。

(③) 保育の必要量区分

- ・保育標準時間と保育短時間で保育料が異なります。(9ページ参照)
- ・区分が変更となる場合は、変更の月から保育料が変更となります。

3. 給食費について

給食にかかる費用は、全て保護者負担となります。

- ※給食費は主食費(ごはん・パン代)と副食費(おかず・おやつ代)に分類されます。
- 金額や支払方法については、園ごとで異なりますので、入園を希望する園へお尋ねください。

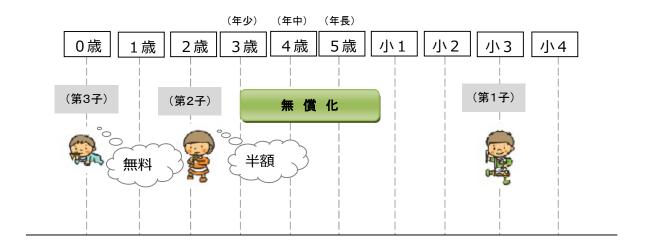
ただし、下記に該当する子どもは副食費の支払いが免除になります。

認定区分	副食費免除対象者
1号認定	・市民税所得割額が77,101 円未満世帯の1号認定の子ども
1 万心止	・生計を一にしている子どもが3人以上いる場合の3人目以降の子ども
	・市民税所得割額が 57,700 円未満世帯のR8.4.1時点で3歳以上児
2号認定	(ひとり親世帯もしくは障がい者世帯は 77,101 円未満)
	・生計を一にしている子どもが3人以上いる場合の3人目以降の子ども

[※]世帯状況の変化等によって、免除を解除する場合もあります。

4. 多子世帯の保育料の軽減

生計を一にしている子ども(年齢や同居・別居問わず)は、年齢の高い順に第1子・第2子・第3子とし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。(就学等により保護者と別居されている場合は申し出てください)



5. 保育料の軽減について

児童又は同居人が以下に該当する場合は、保育料が軽減される場合があります。

内 容	必要な書類	
生活保護を受給している方	生活保護証明書	
	児童扶養手当証書の写し	
児童扶養手当を受給している方	※有効期限がR8.10.31 までとなっているもの。	
	11 月中旬に届き次第、提出してください。	
身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書、精神障害者	障害者手帳の写し 障害年金証書の写し	
手帳または療育手帳を持っている方		
障害年金を受給している方		
遺族年金を受給している方	遺族年金証書の写し	
兄姉が特別支援学校幼稚部等や新制度未移行幼稚園に	在園証明書	
在籍している方		

6. 市民税額が変更となった場合

修正申告等で保護者の市民税額が変更となったときは、保育料も変わる場合があります。該当する際は必ず 子ども育成課までご連絡ください。

- ※保育料が変更となるのは、税額の変更を届け出た翌月からです。
- ※過年度分の保育料は変更できません。

7. 1月1日時点で市外に住んでいた方について

住民税は1月1日時点の住所地で課税されます。市外に住んでいた方は、大牟田市で課税状況を確認できないため、個人番号届出書を子ども育成課に提出してください。

また、海外に住んでいた方は、該当する期間の収入額が分かるもの(給与明細など)の提出が必要です。

8. 保育料の納付方法

- ●保育所⇒ 口座振替または納付書でお支払いください。(出来るだけ、口座振替をご利用ください)
 - ・口座振替:口座振替依頼書にてお手続きください。依頼書は子ども育成課および各保育所にあります。
 - ・納 付 書:毎月上旬に納付書を送付します。期日までに指定金融機関の窓口でお支払いください。
- ●認定こども園⇒ 園へ直接お支払いください。詳しくは、園へお問合せください。
- ●月途中に入所又は退所される場合は、保育料は日割りとなります。

9. 保育所保育料の納期限

保育所の保育料の納期限、口座振替日は各月末日です。ただし、その日が休日の場合は、金融機関の 翌営業日になります。(※12月は除く)詳しい日程については、市のホームページをご覧ください。

【メモ】			

■■ 7.よくある質問 ■■

◆新規入所について◆

質 問	回答
入所の申込みは先着順ですか?	新年度入所(R8.4.1~R8.5.1 までの入所)については、申請月毎に選考を行うため、先着順ではありません。 年度途中の入所は、申込時点で希望の施設に空きがあれば、随時入所決定しますので、先着順となります。
希望の施設に入所できないため、育児休業を延長し、待機をしたいです。どのような手続きが必要ですか?	育児休業延長の手続きに必要な書類については、勤務先にご確認ください。なお、待機をされる場合に、申請された方には待機証明を交付しています。待機証明が必要な方は、子ども育成課で申請をしてください。交付には、1週間程度かかります。
大牟田市に転入予定ですが、入所の申込みはできますか?	大牟田市に転入する日付と住所が確定している場合は、申込みできます。
各施設の空き状況は、どこに尋ねるといいですか?	保育所の空き状況については、子ども育成課で回答しています。認定こども園と幼稚園の空き状況については、希望の施設 に直接お問合せください。
入園前に保育料がいくらかかるか知りたいです。	子ども育成課の窓口で回答します。(電話ではお答えできません。)来庁される方の本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)を持参し、子ども育成課へお越しください。 ※市外に住んでいた方や、市民税が未申告の方は、保育料を算定できない場合があります。
保育標準時間と保育短時間はそれぞれ何時から何時までですか?	施設によって異なります。詳しくは、各施設に尋ねるか、大牟田市のホームページをご覧ください。
現在妊娠中です。子どもが生まれる前に、申込みできますか?	できません。出生後、お子さんと一緒に見学を済ませたうえでお申し込みください。
保育料には、制服代などは含まれますか。	含まれません。保育料とは別にかかる実費徴収費や上乗せ 徴収費については、施設によって異なるため、入園前に希望 する施設へ確認してください。

◆入所後の手続きについて◆

質 問	回答	
保育所(または認定こども園の保育部分)に通っています。仕事を退職することになりましたが、継続して通園できますか。	転職先が決まっている場合は、新しい職場の就労証明書を提出されると継続して通うことができます。 退職後、8ページに記載している保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退園となります。	
転園はできますか。	できます。転園をする場合は、現在の施設を退園し、空きのある別の施設に新規申込をします。ただし、施設の変更は、退園した翌月1日以降でしかできません。 なお、新年度入所(R8.4.1~R8.5.1 までの入所)での転園の場合は、利用調整の結果、希望する施設に転園できなかった際に、元の施設に戻れない場合もありますのでご承知おきください。	
求職活動期間の延長はできますか?	原則として、延長はできません。期間内に仕事が決まらなかった 場合は、退園となります。	
保育料の支払を忘れてしまい、納期限を過ぎてしまいました。どうしたらいいですか。	お手持ちの納付書は、納期限を過ぎてもご使用いただけますので、至急お支払いください。納付書を紛失された場合は、再発行できますので、子ども育成課にお問合せください。	

◆年齢の考え方◆

令和8年度のクラス	生年月日
O歳児クラス	令和7年4月2日~
1 歳児クラス	令和6年4月2日~令和7年4月1日
2歳児クラス	令和5年4月2日~令和6年4月1日
3歳児クラス	令和4年4月2日~令和5年4月1日
4歳児クラス	令和3年4月2日~令和4年4月1日
5歳児クラス	令和2年4月2日~令和3年4月1日

■■ 8.利用の手続きについて ■■

利用申請は、入所希望日の1ヶ月前から受付します。申請書類は、施設および子ども育成課で配布しています。

- ※新年度の申請時期については、1ページをご確認ください。
- ※地域型保育事業等や市外の施設の利用を希望する場合は、子ども育成課へお問合せください。

【手順 1】 希望する施設を見学(必須)

- ①入所希望の施設に事前の電話連絡を行い、見学と先生との面談の日時を調整する。
- ②見学と面談に行く。(入所する児童も一緒に訪問してください。)
- ※児童の発育・発達に不安がある場合は、見学や面談、利用申込時に必ずご相談ください。

1号認定希望の場合

2・3号認定希望の場合

【手順 2】利用申込み

申請先:希望の認定こども園、幼稚園

提出書類:申請書等

※他に必要なものは園へお問合せください。

【手順 2】利用申込み

申請先:保育所を希望 ⇒ 子ども育成課

認定こども園を希望 ⇒ 希望の認定こども園

提出書類:申請書および保育の必要性の証明等(8ペ

ージ参照) など

【手順3】入園内定

園より入園の内定を受ける。

【手順3】利用調整

申請者の希望、保育の必要性の程度などを踏まえ、市が利用調整をします。

【手順4】支給認定

市が「支給認定証」を、園を通じて交付します。

【手順4】支給認定·入所決定·利用調整結果通知

- ●保育所⇒市が「支給認定証」と「入所承諾通知書」を交付します。
- ●認定こども園⇒市が「支給認定証」と「利用調整結果通知書」を、園を通じて交付します。

【手順5】利用契約·入園

入園する園と利用契約し入園となります。

【手順5】入所·利用契約·入園

保育所 ⇒ 入所となります。

認定こども園 ⇒ 入園する園と利用契約し入園となります。

■■ 9. あなたの必要書類 ■■

□保育の必要性がわかる証明等 (父)	寺 <u>(人所・人園</u>	予定日以降の必要性かわかる	oもの)_
□就労証明書※ □医証 □障害者手帳の写し □保育の必要量申立書 □看護申立書 □求職・起業申立書 □在学証明書 □その他(ì	□就労証明書※ □母子健康手帳の写し □医証 □障害者手帳の写し □保育の必要量申立書 □看護申立書 □求職・起業申立書 □在学証明書	
□ ₹७१७ ()	□その他()
持ちください。 <u>提出先:子ども育成課</u> □その他	(各施設での受付	類と、保護者と入所する児童の値 対はできません) 証明書 □児童扶養手当証	
○ <u>必要書類に不足があると、受</u> ※事業者名が記載されている就	付できません。提は 労証明書等を、第 為造罪や有印私	り □遺族年金証書の写し 出前に、不足がないか確認をお願 無断で作成または改変を行ったと。 文書変造罪、電磁的記録不正化	きには、勤務先事業者の
[XE]			

■■ 10.退所について ■■

1. 退所の手続きについて

退所する場合は、実際に退所するよりも前の、できるだけ早い時期に入所中の施設へ届出を行ってください。 退所届が提出されていない場合は、通所していない時期も保育料がかかります。

さかのぼっての退所はできませんので、必ず事前に施設へ退所届を提出してください。

2. 次の場合は退所となります。

- ①保育の必要性がなくなった場合又は保育の必要性の状況が確認できない場合(2号・3号認定のみ)
- ②無断欠席が続いた場合
- ③他市区町村へ転出する場合
- ④申込書類等に虚偽の事項が記載されていた場合

3. 市外へ転出した後も、入所中の施設を引き続き利用する場合

継続して入所する場合は、一定の条件があります。事前に子ども育成課へご相談ください。

条件を満たす場合は、大牟田市で退所の手続きを行った後、転出先の市区町村で改めて認定の申請及び利用申請が必要となります。

■■ 11.こんなときは届出や相談を!! ■■



※以下に該当する場合は、届出が必要です!

必要な書類等は、子ども育成課(TEL: 0944-41-2248) へお問合せ下さい!

- ① 住所(同居人の変更を含む)、氏名、連絡先等の変更
- ■② 婚姻、離婚
- ▮③ 市外への転出(予定の場合も含む)
- ④ 勤務先の変更、就職、退職
 - ⑤ 出産の予定、育児休業の取得
 - ⑥ 生活保護の受給開始及び廃止
 - ⑦ 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の交付及び返還
- ⑧ 児童扶養手当(ひとり親世帯)、特別児童扶養手当の受給開始及び資格喪失
- ▲ ⑨ 保護者等の市民税額の変更